

承認第 5 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求める。

平成 30 年 5 月 15 日提出

加東市長 安 田 正 義

専決第 5 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)の施行に伴い、加東市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が迫っており、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 30 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成 18 年加東市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「54 万円」を「58 万円」に改める。

第 23 条中「54 万円」を「58 万円」に改め、同条第 2 号中「27 万円」を「27 万 5,000 円」に改め、同条第 3 号中「49 万円」を「50 万円」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の右に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の加東市国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金</p>

額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円_____を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類_____を提示しなければならない。

額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり____、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

承認第5号（条例第30号） 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、平成30年度から適用される改正部分に係る加東市国民健康保険税条例の規定について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げること。（第2条及び第23条関係）
- (2) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、当該額の5割を減額する基準については、被保険者の数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に、2割を減額する基準については、被保険者の数に乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げること。（第23条関係）
- (3) マイナンバーによる情報連携により離職の事実等が把握できるのであれば、雇用保険受給資格者証等の提示を不要とすること。（第24条の2関係）

3 施行期日 平成30年4月1日